第 132 号通信「ICRP を科学の目で見る」。東電事故をチェルノブイリ事故と比較する

皆さん お元気でいらっしゃいますか? BCCでお伝えしております。 拡散自由です。

(1) つなごう命の会定例学習会のお知らせ

ICRP の「被曝防護体系」は医学部、保健学部、原子核工学、等々の全ての過程の基礎教育で教科書として学ばされるのを手始めに、医療の現場ではいわゆる「物差し」としてこの ICRP の基準が使用されているのが現実です。

しかし人権を守るためにはそれから逸脱しなければなりません。

ICRP は健康に関する防護基準では無く原子力産業の防護を目指した基準を作り勧告する組織である、と同時に科学的にも科学原理を大きく逸脱した「被曝被害を見せなくする体系」であります。

ICRP の「被曝を如何にして受容させるか」の考え方とその「原子力産業防護指針」の面に関しては、既にその政治的倫理的特徴に付いて中川保雄さんにより喝破されています。

科学的側面についての「科学原理から逸脱させることにより如何に被曝被害を見えなくするか」を解明しようとするのは目下矢ヶ﨑克馬が行なっております。

今回はその3回目で、主として組織加重係数・実効線量体系の科学的には荒唐無稽な、被曝被害を極小に押さえる恣意的な政治体系であることを解説いたします。

第59回 つなごう命の会定例学習会

11月18日(土)16:00~約2時間

ご興味のある方は是非ご参加ください。

ZOOM URL パスワード等

https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=

U11nS21xQWRYOXRLN1ZKNFRxN08xQT09

ミーティング ID: 771 881 3361

パスコード: D8R2Lt

ご参加予定の方は必ず事前に

<phoenix.pmy@gmail.com>

までご連絡ください。(Aを@にご変更ください)

(2) チェルノブイリ事故と東電事故の比較(調整中)

事項	チェルノブイリ事故	東電事故
事故発生年	1986 年	2021 年
事故前の状況	ICRP1985 年勧告	日本の法律
	公衆の放射線防護	公衆防護基準 法律に明記無し。し
	1mSv/年	かし実体法として厳然として存在した
		① 周辺監視区域等関連規制は
		「公衆防護:1mSv/年」を基
		準
		② 関連国際条約に対する日本政
		府報告は全て「公衆防護:1
		mSv/年」を明記
		国際原子力ロビー
		① IAEA1996 根本的防護方針を
		逆転:「永久的に汚染された地
		域に住民を住み続けさせる」
		② ICRP2007 年勧告 「事故が起
		きたら 100mSv/年まで OK」

爆発・汚染の 状況

- ① 核分裂爆発 上空 6000 まで 噴出高度
- ② Cs137: Cs134の比率 2:1
- ③ ヨウ素 1800PB q Cs137 85PB q

④ 放射能放出の適切なバロメーターとなる希ガス:キセノン:6,200PBqストールら6,500PBq(保安院)

- ① 水素爆発が主 数十m~100mまでの噴出高度
- ② Cs137: Cs134の比率 1:1
- ③ ヨウ素 130~150PB q
 Cs137 6.1~12PB q
 政府はチェルノブイリの7分の1
 という
 日本の測定は地上に偏り海上を過れる流生される。
- 小評価している。海水中に流失す るのは算定に入れていない ④ 放射能放出の適切なバロメーター
- 砂 放射能放出の過切なパログーターとなる希ガス:キセノン15,300PBq (チェルノブイリの2.5 倍)
 - 11,000PBq(保安院)(チェの 1.7倍)
- ⑤ 客観的には東電の方が 2 倍近く の放射能噴出では無いか。

法律的対応

チェルノブイリ法

事故後5年で成立

- ① 基本的人権を明記
- ② あらゆる分野(被曝防護 と社会的人権的保障)の 具体的対応に**国力上げて** 取り組むことを明記
- ③ 線量当量として土地汚染から来る空間線量の3分の2を内部被曝として加算

政府の対応

- ① 民主党政府は国民との約素事項 である防護法を適用しなかっ た。原子力災害特措法にも従わ なかった
- ② 民主党と自公政権は長期に渡って34mSv/年(チェルノブイリ法対応:外部被曝のみで20mSv/年)を適用
- ③ 20mSv/年の基準適用時には正 規のステップ(法的対応手順) を全く取らなかった。いきなり 文科省の「通達」で出した。
- ④ 法律で定められた 1mSv/年の 保護を一切しなかった。

子ども被災者支援法

① 基本的人権明示無し

		② 汚染制限 明示無し③ 対応作 一切明示無し④ 全て内閣の指針に任せる⑤ 安倍内閣によって一切反故と 化す
実態的に被曝 軽減を目指す 対策指針	 移住権利汚染ゾーン 1mSv/年以上(内部被曝含む) 強制移住汚染ゾーン 5mSv/年以上(内部被曝合む) 	① 20mSv/年で規制(外部被曝の み:チェルノブイリ法で表示する と何と 34mSv/年)
避難者	① 自主避難も強制避難も全く 対等	 自主避難と強制避難で全く異なる対応 自主避難者 <1> 2018 年度以降何の対応支援無し(沖縄県を除く) <2>目立った社会的対応現象:「絆」を断ち切り居住者を裏切る卑怯者 強制避難者への手当 一人あたり10万円住宅供与

の対応

医師・専門家 | 地元の政治家/医師/専門家が住 民の被曝防護・人権保護で頑張

- ① ソ連(当時)中央政府の「5m Sv/年以上」の規制案に対し て「1mSv/年以上」を主張
- ② 「1mSv/年以上」で規制を 始めるチェルノブイリ法を 勝ち取る
- ③ 基本的人権保護を基本観点 に対応

恰も「731 部隊」あるいは「ABCC (現 放影研)」を思わせる対応

- ① 甲状腺医師会通達:『セカンドオピ ニオン | の実施を拒否せよ』(甲状 腺学会会長:山下俊一)
- ② 全国で子どもや大人の健康異変で 「放射線被曝では?」と懸念すると 応接医が「何を言うんだ!!!」と 恫喝し「お母さんがそんな心配を するものだから子どもさんが元気 を失うのだ!」と説教する報告が 相次ぐ
- ③ 健康異変の事実に注目し対応する 医師は極少だった

医療報告

地元の医師専門家

事実を見る目 化

- ① スラブ語等での報告は5000 報以上
- が極端に二極 ② 「チェルノブイリ被害の全 貌」で基礎データとしたの が 1000 報
 - ③ ウクライナ国家報告等、国 が誠実に被害を報告
 - 4 非常に多面的な健康被害を 網羅

国際原子力ロビー

- ① 「健康被害は一切無かっ た」、「放射線被曝を受けた のでないか?」という精神 的ストレスが大問題(放影 研:重松逸造)
- ② 放射線量の記述が無い報告 は一切無視
- ③ 事故被害として、小児甲状 腺がんのみを健康被害と認 める

地元の医師専門家

- ① ICRP の教えに従って、一切の健康 被害は放射線被曝に関係ないと処 理する
- ② 現場医師から出される医療報告は 極小――おそらく数十に留まる

国際原子力ロビー・原子力ムラ・日本 政府

- ① 東電事故による死者は皆無
- ② 小児甲状腺ガンさえも「東電事故 とは関係ないし
 - <1>政府は甲状腺被曝線量測定 を事実上しなかった。きち んとした科学的方法に適う 測定無し。便官的測定でも たった 1080 人。
 - <2> UNSCEAR は甲状腺被曝 線量を 50 分の 1~100 分 の1に過小評価
 - <3> 福島県健康調査検討委員 会は調査市町村を 4 区分

		して調査から調査に至る 測定期間の科学的処理無 くして「事故と関係なし」 と強引に結論
強制避難区域 5 m Sv/年以上	① チェルノブイリ法どおり居 住者無し(もちろん生産者無	① 5mSv/年~34mSv/年(日本の外部 被曝 20mSv)までの汚染区間に居
の汚染区域	住有無し(もりろん生産有無し)	使喙 20 m SV) までの行業区间に居 住し、生産する人口は約 120 万人
213762-50		② 農民は作付けしなければ補助も無
		かった。「生産しなければ食えなか
		った」
		③ 汚染地域で生産されたものは全国
		で消費された。
		④ 「100Bq/kg 以下は安全」、「食べて」
		応援」、「風評被害払拭」、政府・民
		間上げての大合唱。 ⑤ 全国で深刻な内部被曝。
		② 王国で体列などは内区域。
事故後の死亡	公式見解 (チェルノブイリフォ	政府・原子力ムラ
者	ーラム 2006)	① 事故による死者はゼロ
	① 死者 9000 人	データ
	② 健康被害者 20 万人	② 厚労省「人口動態調査」(矢ヶ﨑
		克馬、小柴信子分析)
		<1> 粗死亡率 2010 年以
		前の傾向に比し 2011 年以降死亡率の異常
		増加(全国、都道府県、
		南相馬市)
		原発事故と時間相関
		あり
		<2> 年令調整死亡率
		2010 年以前の傾向に
		比し 2011 年以降死亡
		率の異常増加
		原発事故と時間相関
		あり <3> 男女別年令別死亡率
		▼ ○ 3/ 分久別十节別処し率

*2011 年以降の死亡 率の異常増加数は 9 年間で63万人(主と して19 才以下と60 才以上)

*2011 年以降の死亡 率の異常減少(主とし て20才~59才)

*死亡者の異常減少 という現象も長期的 に見れば短命化が予 測される。

*何と合計 120 万に 及ぶ住民が事故の影響を受けて死亡に繋 がっている。

- ③ 日本では全てが原子力ロビー と原子力ムラによって隠蔽さ れようとしている。
- ④ チェルノブイリの死亡率・死 亡者に比して桁違いに多い過 剰死亡数
- ⑤ このほか、児童・生徒の要医療 児、特別学級児童、精神障害児 童、いじめ等が激増。
- ⑥ 病院患者数も 2011 年を境に 激増
- ⑦ 何故日本でこの様な死亡者の 異常増加、児童等の能力・精神 状況、患者の激増が国民的課 題とならないのか?考えてみ よう。